

手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術

(令和 7 年 1 月～12 月実施分)

(1) 区分 1 に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

(2) 区分 2 に分類される手術

ア	人体断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	1
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

(3) 区分 3 に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種肢體腎移植術等	0

(4) 区分 4 に分類される手術

胸腔鏡下又は腹腔鏡下による手術	27
-----------------	----

(5) その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	7
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥瘤手術切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0